

日本商工会議所が中小・小規模企業の皆様のために最新の
施策・情報をお届けします。

このガイドブックは、中小企業庁が作成したものを参考に作成したものです。

中小企業向け支援策 ガイドブック

Ver.3

(補正予算による施策を追加掲載)

日本商工会議所では、全国の商工会議所とともに、東日本大震災による直接的な被害を受けた事業者に加え、間接的に被害を受けた事業者についても、総力をあげて支援してまいります。

震災対応の金融制度を大幅に拡充します。

震災で被害を受けた事業用の施設などの
復旧・整備を支援します。

■このガイドブックに掲載する情報を含め、どこに相談したらよいのか、お困りの中小企業者の皆さまが、全国どこからでも一つの電話番号で相談ができる

「中小企業電話相談ナビダイヤル」

を用意しております。ぜひご利用ください。

0 5 7 0 - 0 6 4 - 3 5 0 (9:00 ~ 17:30)

(土日・祝日を含めて実施。)

土日・祝日には、一部の地域では管轄以外の経済産業局につながる場合があります。

平成23年5月2日
日本商工会議所

政府で用意している支援策などの概要です。

資金繰り支援の概要		お問い合わせ先	頁
既往債務の負担軽減などの要請	被災中小企業者の既往債務(借入金)について、返済猶予等の条件変更に柔軟に対応するように、金融機関等へ要請しています。	お取引のある金融機関等にご相談ください。	6
	リース事業者に対し、中小企業者に対するリースの支払い猶予について柔軟かつ適切に対応するよう要請しています。	お取引のリース会社にご相談ください。	
	親事業者と都道府県下請企業振興協会に対し、被災された下請企業との取引の継続と取引斡旋を要請しています。	所在地の都道府県下請企業振興協会	
融資	<p>東日本大震災復興特別貸付</p> <p>新設 (5月16日より相談受付開始)</p> <p>被災中小企業者等を対象に、事業の復旧に必要な設備資金、運転資金を長期・低利で融資する制度です。 貸付対象は、具体的に以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震・津波等により直接被害を受けた中小企業者 ・原発事故に係る警戒区域等 の区域内の中小企業者 ・これらの事業者等の事業活動に相当程度依存している中小企業者 ・その他、震災の影響により、業況が悪化している中小企業者 	日本公庫、沖縄公庫、商工中金にご相談下さい。 (28頁参照)	7
	<p>マル経融資</p> <p>小規模事業者の方が無担保・無保証で利用できる融資です。提出書類の簡素化などを実施しています。 また、直接又は間接的に被害を受けた一定の小規模事業者を対象として貸付限度額、金利引き下げ措置を拡充します。</p>	商工会議所又は商工会・都道府県連合会にご相談ください。 (29頁参照)	9
信用保証	<p>東日本大震災復興緊急保証</p> <p>新設 (5月16日より相談受付開始)</p> <p>被災中小企業者等が、金融機関から事業の再建又は経営の安定に必要な資金の借入を行う場合、信用保証協会が保証する制度です。 (一般保証、災害関係保証・セーフティネット保証とは別枠) 保証対象は、具体的に以下のとおりです。</p> <p>< 特定被災区域内の中小企業者 ></p> <ul style="list-style-type: none"> →「特定被災区域」については、10頁参照 ・震災の影響により業況が悪化している中小企業者 ・地震・津波等により直接被害を受けた中小企業者 ・原発事故に係る警戒区域等 の区域内の中小企業者 <p>< 特定被災区域外の中小企業者 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定被災区域内の事業者と取引関係があり、かつ、震災の影響により業況が悪化している中小企業者 ・震災に起因した風評被害による契約の解除等の影響で急激に業況が悪化している中小企業者 	事業所所在地の信用保証協会にご相談ください。 (28頁参照)	10
	<p>災害関係保証</p> <p>被災地域のみ</p> <p>震災により直接被害を受けた中小企業者が、金融機関から事業再建資金の借入を行う場合、信用保証協会が保証する制度です。 (一般保証と別枠。セーフティネット保証とは同枠)</p>		11
	<p>セーフティネット保証 (5号)</p> <p>震災被害に限らず、売上減少など業況が悪化している中小企業者が、金融機関から経営安定資金の借入を行う場合、信用保証協会が保証する制度です。 (一般保証と別枠。災害関係保証とは同枠)</p>		12
	<p>一般保証</p> <p>金融機関から事業用資金の借入を行う場合、信用保証協会が保証する制度です。</p>		11
小規模企業共済、倒産防止共済	両共済に加入されている方に、低利な災害時貸付などを用意しています。	中小機構 (30頁参照)	13

雇用調整助成金、失業給付による支援の概要		お問い合わせ先	頁
雇用調整助成金	震災に伴う経済上の理由(交通手段の途絶、部品の調達困難等)により休業を余儀なくされた事業所の事業主の方が労働者に休業手当を支払い、雇用の維持を図った場合、雇用調整助成金が利用できます。	お近くのハローワークや労働局にご相談ください。	15
失業給付	事業所が震災による直接的な被害を受けたことにより、休業を余儀なくされた方は、離職していなくても、雇用保険の失業手当を受給できます。		16
特定求職者雇用開発助成金	被災された方や震災により離職を余儀なくされた方を1年以上雇用されることが見込まれる労働者として雇い入れる場合、特定求職者雇用開発助成金が利用できます。		17

税制面での支援の概要		お問い合わせ先	頁
国税の申告・納付等の期限の延長、減免措置等	被災等された方には、申告・納付等の期限の延長、所得税の減免、納税の緩和等の措置が適用されます。また、国税庁から災害に関する主な税務上の取扱いや諸費用の法人税の取扱いが公表されています。	お近くの税務署にご相談ください。	18
中小企業経営承継円滑化法に基づく申請書等の提出期限の延長	災害により、中小企業経営承継円滑化法に基づく申請書等が期限内に提出できない方について、その期限を延長します。	お近くの経済産業局等にご相談ください。(中小企業電話相談ナビダイヤルへ)	
地方税の申告・納付等の期限の延長、減免措置	被災等された方に対する申告・納付等の期限の延長及び減免措置について、総務省より通知が発出されています。		
税制上の対応	被災等された方を支援するため、手元資金の確保支援、滅失・損壊した資産に代わる資産の取得促進、生活支援、手続き・要件等の緩和、寄附活動促進等のための税制上の特例措置を講じています。	国税はお近くの税務署、地方税はお住まいの都道府県、市区町村にご相談ください。	19

新設 事業用施設の復旧・整備支援の概要		お問い合わせ先	頁
仮設店舗、仮設工場の整備 被災地域のみ	被災地での事業再開を目指す中小企業の皆様が入居できる、仮設店舗、仮設工場を中小機構が整備し支援します。	中小機構 (30頁参照)	21
事業用の施設の復旧・整備への補助 被災地域のみ	中小企業等のグループ、事業協同組合等、商店街等の施設の復旧・整備、修繕に対し、補助による支援を実施します。	お近くの経済産業局等にご相談ください。(中小企業電話相談ナビダイヤルへ)	22
FAQ - よくある質問にお答えします。			26
掲載する各支援策についてのお申し込み・ご相談窓口			28

国以外にも、お住まいの都道府県等の自治体で独自に用意されている資金繰り支援などもあります。お住まいの自治体のホームページでご確認ください。

■ **資金繰り支援** 支援策ポイント: 震災対応の金融制度が大幅に拡充します。

制度名	制度概要
東日本大震災復興特別貸付 (日本公庫・沖縄公庫) 危機対応業務 (商工中金)	<p>事業の復旧に必要な設備資金・運転資金を長期・低利で融資</p> <p>貸付限度: 日本公庫(中小事業)・商工中金7.2億円、日本公庫(国民事業)4,800万円 右欄の 、 に該当する場合は、さらに別枠で以下の利用が可能 日本公庫(中小事業)・商工中金3億円、日本公庫(国民事業)6,000万円</p> <p>貸付利率: 日本公庫 中小事業1.75%、国民事業2.25%、商工中金1.75% (基準金利(5年以内 平成23年4月末現在)) 対象者によって金利が減免される特別措置もあります。</p> <p>貸付期間: 設備資金15年以内、運転資金8年以内 右欄の 、 に該当する方は、設備資金20年以内、運転資金15年以内 右欄の に該当する方は、設備資金、運転資金ともに15年以内</p> <p>据置期間: 最大3年以内 右欄の 、 に該当する方は、最大5年以内</p>
マル経融資 (商工会議所、 商工会)	<p>小規模事業者の方が無担保・無保証で利用できる融資</p> <p>< 震災対応特枠 > 直接又は間接的に被害を受け、一定の事業を行うことが見込まれる方 貸付限度: 通常枠と別枠1,000万円 貸付金利: 1.05%(平成23年4月末現在 基準金利から 1.2% 当初3年間) 貸付期間: 運転資金7年以内(据置期間1年以内) 設備資金10年以内(据置期間2年以内)</p> <p>< 通常枠 > 貸付限度: 1,500万円 貸付利率: 1.95%(平成23年4月末現在 基準金利から 0.3%) 貸付期間、据置期間、担保等は震災対応特枠と同じ</p>
東日本大震災復興緊急保証 (信用保証協会)	<p>金融機関から事業再建資金・経営安定資金の借入を行う場合、一般保証等と別枠で保証</p> <p>保証限度: 無担保8千万円、最大で2億8千万円 ・一般保証、セーフティネット保証・災害関係保証とは別枠。 借入額の全額を保証。 ・セーフティネット保証・災害関係保証と合わせて、無担保1億6千万円、最大5億6千万円まで利用可能 保証料率: 0.8%以下 詳しくは、各協会にお問い合わせください。</p>
災害関係保証 (信用保証協会) 被災地域のみ	<p>金融機関から事業再建資金の借入を行う場合、一般保証と別枠で保証</p> <p>保証限度: 無担保8千万円、最大で2億8千万円 ・一般保証と別枠。セーフティネット保証と同枠。借入額の全額を保証。 保証料率: 各協会にお問い合わせください。</p>
セーフティネット保証(5号) (信用保証協会)	<p>金融機関から経営安定資金の借入を行う場合、一般保証と別枠で保証</p> <p>保証限度: 無担保8千万円、最大で2億8千万円 ・一般保証と別枠。災害関係保証と同枠。借入額の全額を保証。 保証料率: 各協会にお問い合わせください。</p>
一般保証 (信用保証協会)	<p>金融機関から事業用資金の借入を行う場合の保証</p> <p>保証限度: 無担保8千万円、最大で2億8千万円 保証料率: 各協会にお問い合わせください。</p>

制度の対象者

災害の直接被害者 (原発事故に係る警戒区域等の区域内の者を含む)	災害の間接被害者 (左記の直接被害者等と相当程度の取引関係のある方)	災害に伴う風評(契約の解除等)の被害者
<p>・以下のいずれかに該当する方が対象です。</p> <p>地震・津波等により直接被害を受けた中小企業者 原発事故に係る警戒区域等()の区域内の中小企業者 上記、 の事業者等の事業活動に相当程度依存している中小企業者 その他、震災の影響により、業況が悪化している中小企業者</p>		
(震災特枠) (通常枠)	(震災特枠) (通常枠)	(通常枠)
<p>商工会議所等の経営指導を受けている小規模事業者が対象です。</p>		
<p>・以下のいずれかに該当する方が対象です。</p> <p>【特定被災区域内の中小企業者】 震災の影響により業況が悪化している中小企業者 地震・津波等により直接被害を受けた中小企業者 原発事故に係る警戒区域等()の区域内の中小企業者</p> <p>【特定被災区域外の中小企業者】 特定被災区域内の事業者と取引関係があり、かつ、震災の影響により業況が悪化している中小企業者 震災に起因した風評被害による契約の解除等の影響で急激に業況が悪化している中小企業者</p>		
	-	-
<p>・以下のいずれかに該当する方が対象です。</p> <p>震災により直接被害を受けた中小企業者 原発事故に係る警戒区域等()の区域内の中小企業者</p>		
<p>・対象業種(平成23年度上期は原則全業種(82業種)が対象)のうち、震災被害に限らず、売上減少など業況が悪化している中小企業者(直接被害者、間接被害者を含む)が対象です。</p> <p>・具体的には、最近3ヶ月の売上が減少している中小企業者、地震発生後、急激に売上が減少し、その後2ヶ月も同様に減少が見込まれる中小企業者であることについて、市区町村長の認定が必要となります。</p>		
<p>・中小企業者であれば対象となります。</p>		

()警戒区域等とは、警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域。

(注) 審査の結果、ご希望に添いかねる場合があります。

■事業用施設の復旧・整備支援

支援策ポイント: 震災で被害を受けた事業用の施設などの復旧・整備を支援します。

支援策	支援の概要
<p>中小機構による仮設店舗・仮設工場等の整備</p> <p>被災地域のみ</p>	<p><u>仮設施設(店舗・事務所・工場等)を整備し、市町村が原則無料貸出</u></p> <p>中小機構が仮設施設を整備し、市町村に一括貸与 市町村が入居者及び入居条件を決定して、中小企業者に貸し出し 賃料は原則無料の予定(水道光熱費は入居者負担)</p>
<p>中小企業等のグループに対する復旧・復興への補助</p> <p>被災地域のみ</p>	<p><u>グループの復興事業計画の認定を受けた場合、国1/2、県1/4補助</u></p> <p>対象者: 中小企業等のグループ(大企業も参加可)、組合、商店街 グループは復興事業計画を作成し、県に申請 地域経済等におけるグループの機能の重要性、被害の大きさを踏まえて、計画を認定した場合に補助 震災で被害を受けた施設・設備の復旧経費について、国が1/2、県が1/4補助</p>
<p>事業協同組合等の共同施設の復旧への補助</p> <p>被災地域のみ</p>	<p><u>事業協同組合等の共同施設の復旧を国1/2、県1/4補助</u></p> <p>対象者: 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、協業組合、商工組合、商工組合連合会 補助対象施設: 事業協同組合等の共同施設(倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、原材料置場。付帯設備も含む)</p>
<p>商店街に対する災害復旧への補助</p> <p>被災地域のみ</p>	<p><u>被災したアーケード等の撤去、施設修繕等を国が定額(10/10)補助</u></p> <p>対象者: 商店街振興組合等(任意の商店街も対象) 補助率: 定額(10/10)補助</p>
<p>商工会、商工会議所の施設復旧への補助</p> <p>被災地域のみ</p>	<p><u>商工会議所、商工会の機能回復に必要な施設の復旧を国が1/2補助</u></p>
<p>高度化貸付</p> <p>被災地域のみ</p>	<p><u>組合等による施設・設備の復旧整備に対して無利子貸付</u></p> <p>対象者: 事業協同組合等 金利: 無利子 返済期間: 20年以内(一部、設備は10年以内) 据置期間: 5年以内 自己資金: 貸付対象経費の1%又は10万円の自己資金が必要 (県の負担額は1%又は100万円) 貸付対象: 施設・設備の復旧・整備に要する経費 中小企業等のグループ、中小機構の仮施設入居中小企業、商工会議所・商工会も無利子貸付の対象となり得ます。</p>

■ 既往債務の負担軽減などについて、政府から要請

1. 政府から金融機関への要請など

1. 被災された皆さまの資金繰りに重大な支障が生じないよう、借入金の返済猶予などの条件変更等に柔軟に対応します。この点は、金融庁・日本銀行から民間金融機関に対して、経済産業省から公的金融機関に対して要請済みです。
2. 日本公庫・商工中金においては、被災後、返済期日が到来していても、返済猶予の申込みすら困難な状況が続くことが予想されるため、遅れて申込みをされた場合でも、遡及して返済猶予に対応します。
3. さらに、被災された皆さまの実情に応じ、本人確認等の審査書類の簡素化、契約手続きの迅速化等を通じて、窓口における親身な対応、適時適切な貸し出し、柔軟な条件変更を行います。

2. 政府より、リース会社に以下のことを要請しています。

経済産業省では、リース会社に対し、中小企業の皆さまから支払猶予や契約期間の延長などの申込みがあった場合には、柔軟かつ適切な対応を行うよう要請しています。

また、(社)リース事業協会では、リース相談窓口 において、被災された事業者の方々からのリースに関するお問い合わせをお受けしています。同協会の会員会社では、リース料に関するご相談について、柔軟な対応に努めることとしております。

お取引リース会社をご不明な場合は、会員会社の相談窓口をご案内いたします。当協会のリース相談窓口にお問い合わせください。

(社)リース事業協会「リース相談窓口」
電話：03-3234-2801

お取引のある金融機関、リース会社に、ご相談ください。

3. 政府より、被災中小企業との取引継続、風評被害の防止を要請

親事業者(約22,000社)に対し、(1)今回の災害の影響を受けた下請中小企業との取引の維持・再開、(2)原子力発電所事故に関して、科学的・客観的根拠に基づき適切に取引を行うことを要請しています。

■資金繰り支援(融資)

1. 東日本大震災復興特別貸付(日本公庫・沖縄公庫・商工中金)

< 制度概要 >

震災により直接又は間接被害を受けた中小企業者等を対象とした新たな長期・低利の融資制度。

特に、事業所が全壊・流失した直接被害者や、原発事故に係る警戒区域等内の中小企業者に対しては、県の財団法人等を通じた利子補給制度(実質無利子化)も創設。

1. 対象者

直接被害者

地震・津波等により直接被害を受けた方

市区町村等の罹災証明が必要。(写しで可、事後提出可)

原発事故に係る警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域(以下「警戒区域等」)内の方。

納税証明、商業登記簿等の確認書面が必要。(写しで可、事後提出可)

間接被害者

直接被害者(大企業可)の事業活動に相当程度依存している等の要件を満たす方

直接被害者(取引先)の罹災証明(写しで可、事後提出可)又は被害証明書が必要。

(被害証明書を利用する場合、被害証明申請書に必要事項(取引企業の被害状況や当該企業との取引依存度、売上額等の減少率等)を記載の上、お申し込み先にご提出ください。)

具体的な要件は、直接被害者との取引依存度が2割以上の中小企業者等で、)借入申込後3ヶ月の売上額若しくは受注額が前年同期に比して15%以上減少すると見込まれる、又は、)借入申込直前2ヶ月の売上額若しくは受注額が前年同期に比して10%以上減少した方となります。

その他の方

その他、震災の影響により、業況が悪化している方。

2. 貸付限度額

日本公庫(中小事業)・商工中金 7.2億円、日本公庫(国民事業) 4,800万円

上記の直接被害者・上記の間接被害者は、更に『別枠』での利用が可能です。
(次ページ参照)

3. 貸付期間・据置期間

設備資金15年以内、運転資金8年以内(据置期間:最大3年)

4. 貸付利率

日本公庫 中小事業 1.75%、国民事業 2.25%、商工中金 1.75%

貸付期間5年以内の基準利率(平成23年4月末現在)。

利率は、担保、財務状況、返済期間等により変動。

上記貸付利率から、売上等が減少している場合は 0.3%、雇用の維持・拡大を図る場合は 0.2%の金利減免措置を利用することが可能です(最大 0.5%)。

(注)審査の結果、ご希望に添いかねる場合があります。

お申し込み先、ご相談は、日本公庫(沖縄県内では沖縄公庫)又は商工中金の支店へ。28頁を参照してください。

直接被害者・間接被害者に対しては、更に『別枠』を用意。

(別枠部分からのご利用も可能です。)

2. 『別枠』部分の貸付限度額

前頁の枠に加え、以下の『別枠』でのご利用が可能です。

日本公庫(中小事業)・商工中金 3億円、日本公庫(国民事業) 6千万円

3. 『別枠』部分の貸付期間・据置期間

直接被害者の『別枠』部分

設備資金20年以内、運転資金15年以内 (据置期間:最大5年)

間接被害者の『別枠』部分

設備、運転ともに15年以内 (据置期間:最大3年)

4. 『別枠』部分の貸付利率

日本公庫 中小事業 1.75%、国民事業 2.25%、商工中金 1.75%

貸付期間5年以内の基準利率(平成23年4月末現在)。利率は返済期間等の事情により変動。

直接被害者の『別枠』部分

上記貸付利率から 1.4%引き下げられた金利を適用。

貸付後3年間、1億円を上限(国民事業は3千万円)。

(貸付後4年目以降及び上限額を上回る部分は 0.5%を適用。)

事業所が全壊・流失した直接被害者や、原発事故に係る警戒区域等内の中小企業者に対しては、貸付後3年間、利子補給を行うことにより、実質無利子化。

間接被害者の『別枠』部分

上記貸付利率から 0.9%の金利引き下げに加え、

) 売上等が減少している場合は 0.3%

) 雇用の維持・拡大を図る場合は 0.2%(合計で最大 1.4%)。

貸付後3年間、3千万円を上限。

(貸付後4年目以降又は上限額を上回る部分は最大 0.5%を適用。)

上記の金利引き下げ措置について、平成23年3月14日以降に日本公庫等から災害復旧貸付により貸付を受けている部分は、貸付当初に遡って適用されることとなります。

沖縄県内では、沖縄公庫で同等の条件で利用可能です。

(注)審査の結果、ご希望に添いかねる場合があります。

お申し込み先、ご相談は、日本公庫(沖縄県内では沖縄公庫)又は商工中金の支店へ。28頁を参照してください。

2. マル経融資(商工会議所、商工会) <小規模事業者向け融資制度>

(1) 制度概要

～小規模事業者の方が無担保・無保証で利用できる融資です～

小規模事業者の方へ迅速な復興資金の供給を行う観点から、提出書類の簡素化等を行っていますので、まずはお気軽にご相談ください。

<震災対応特枠>

～直接又は間接的に被害を受けた小規模事業者の方()には
貸付限度額、金利引き下げ措置を拡充します～

貸付限度額:通常枠と別枠1,000万円

貸付金利 :平成23年4月末現在 1.05%(貸付後当初3年間)
(日本公庫 基準金利から 1.2%)

貸付期間 :運転資金7年以内(据置期間1年以内)
設備資金10年以内(据置期間2年以内)

震災により直接又は間接的に被害を受け、かつ、商工会議所・商工会等が策定する「小規模事業者再建支援方針」に沿って事業を行うことが見込まれる方が対象になります。

<通常枠> 被害の無い方も対象です。

貸付限度額:1,500万円

貸付金利 :平成23年4月末現在 1.95%
(日本公庫 基準金利から 0.3%)

(貸付期間、据置期間は震災対応特枠と同じです)

(2) ご利用いただける方

・小規模事業者

常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業の場合は5人以下)
の法人・個人事業主

・商工会議所・商工会の経営指導員による経営指導を受けている
などの要件を満たしている方

(注)審査の結果、ご希望に添いかねる場合があります。

お申し込み先、ご相談は、最寄りの商工会議所、商工会・都道府県商工会連合会へ。
都道府県庁所在地商工会議所、都道府県商工会連合会は、29頁を参照してください。

■資金繰り支援(信用保証)

1. 東日本大震災復興緊急保証

< 制度概要 >

震災により直接又は間接被害を受けた中小企業者等が対象。
金融機関から、事業の再建や経営の安定に必要な資金の借入を行う場合に、信用保証協会が保証することで、より借りやすくする制度です。(借入額の全額に対して保証します。)

対象者 (下記のいずれかに該当する方)

特定被災区域内の方

- ・震災の影響により業況が悪化している方
売上高等の減少について市区町村等の認定が必要。
(震災後の3ヶ月につき前年同期比 10%)
地震・津波等により直接被害を受けた方は、市区町村等の罹災証明の提出のみで可。
(写しで可)
- ・原発事故に係る警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域の区域内の方
納税証明、商業登記簿等の確認書面が必要。(写しで可)

特定被災区域外の方

- ・特定被災区域内の事業者と取引関係があり、かつ、震災の影響により業況が悪化している方
特定被災区域内の事業者との取引等、震災による売上高等の減少(震災後の3ヶ月につき、前年同期比 10%)につき、市区町村の認定が必要。
認定申請には、震災による売上高等の減少事由を説明する「理由書」が必要。
- ・震災に起因した風評被害による契約の解除等の影響で急激に業況が悪化している方
風評被害による契約の解除等、震災による売上高等の減少(震災後3ヶ月につき、前年同期比 15%)につき、市区町村の認定が必要。
認定申請には、上記と同様に「理由書」が必要。

保証限度額: 無担保8千万円、最大で2億8千万円。
一般保証、セーフティネット保証・災害関係保証とは別枠。

保証料率: 0.8%以下 詳しくは、各信用保証協会にお問い合わせください。

保証人: 代表者保証のみ(第三者保証人については、原則不要。)

特定被災区域・・・(政令指定)

岩手県・宮城県・福島県の全域、青森県・茨城県・栃木県・千葉県・新潟県・長野県の一部の市町村。
詳しくはお近くの市区町村又は信用保証協会にご確認ください。

(注) 審査の結果、ご希望に添いかねる場合があります。

ご相談は、信用保証協会へ。28頁を参照してください。

< 制度概要 >

震災により直接被害を受けた中小企業者が対象。

金融機関から事業の再建に必要な資金の借入を行う場合、信用保証協会が一般保証とは別枠で保証する制度です。

対象者: (下記のいずれかに該当する方)

- ・地震・津波等により直接被害を受けた方。
市区町村等の罹災証明が必要。(写しで可、事後提出可)
- ・原発事故に係る警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域の区域内の方。
納税証明、商業登記簿等の確認書面が必要。(写しで可、事後提出可)

保証限度額: 無担保8千万円、最大で2億8千万円。
一般保証とは別枠。セーフティネット保証と同枠。

保証料率: 概ね0.7%~1.0%
詳しくは、各信用保証協会にお問い合わせください。

資金使途: 事業再建に必要な資金

保証割合: 借入額の全額(100%)

保証人: 代表者保証のみ(第三者保証人については、原則不要。)

【参考】一般保証(保証協会)

金融機関から事業用資金の借入を行う場合、信用保証協会が保証する制度です。

対象者	中小企業者
保証限度	無担保8千万円、最大2億8千万円(融資額の約8割を保証)
保証料率	各信用保証協会にご相談ください。
保証人	代表者保証のみ(第三者保証人については、原則不要。)

(注) 審査の結果、ご希望に添いかねる場合があります。

ご相談は、信用保証協会へ。28頁を参照してください。

3. セーフティネット保証(5号)

< 制度概要 >

震災被害に限らず、業況が悪化している中小企業者が金融機関から経営の安定に必要な資金の借入を行う場合、信用保証協会が一般保証とは別枠で保証する制度です。

対象者:

指定業種(1)に属し、売上高の減少等(2)について市区町村の認定を受けた中小企業者

- 1 平成23年9月30日までは原則全業種が対象(農林水産業、金融業等は対象外)
- 2 基準(以下イ)~ハ)のいずれかを満たす方

- イ) 売上高等につき最近3か月の前年同期比が5%以上減少
- ロ) 原価の20%を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているが製品等価格に転嫁不可
- ハ) 東日本大震災の発生後、売上高等につき、原則最近1か月間の前年同月比20%以上減少、かつ、その後2ヶ月間を含む3ヶ月間の前年同期比20%以上減少見込

保証限度額: 無担保8千万円、最大で2億8千万円。

一般保証とは別枠。災害関係保証と同枠。

保証料率: 概ね0.7%~1.0% 詳しくは、各信用保証協会にお問い合わせください。

資金用途: 経営の安定に必要な資金

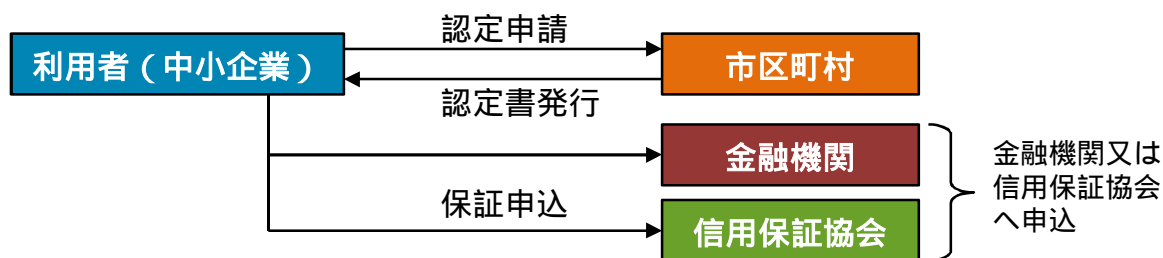
景気対応緊急保証からの借り換え資金についても対象となります。

保証割合: 借入額の全額(100%)

保証人: 代表者保証のみ(第三者保証人については、原則不要。)

お申し込み手続の流れ

利用者の本店(個人事業主は主たる事業所)所在地の市区町村の商工担当の窓口にて認定申請し、認定書の発行を受け、認定書を持参して、希望の金融機関又は信用保証協会に保証を申し込む必要があります。



(注) 審査の結果、ご希望に添いかねる場合があります。

ご相談は、信用保証協会へ。28頁を参照してください。

■資金繰り支援(共済)

小規模企業共済制度、倒産防止共済制度においては、既に災害によって被害を受けた契約者に対して、共済掛金の納付や貸付金の返済支払いの猶予、共済金支払いの迅速化等の措置を実施しておりますが、これらに加えて、契約者の緊急の資金繰りを支援するため、以下のような制度を用意しています。

1. 小規模企業共済による支援

災害時貸付

災害によって直接・間接に被害を受けた契約者に対する貸付制度です。

緊急経営安定貸付

資材等の流通難、風評被害等の影響によって1ヶ月間の売上高が前年同月に比して急激に減少することが見込まれる契約者に対する貸付制度です。

貸付金利 : とも0.9%(のうち直接被害に限り、無利子)
貸付限度額: 2,000万円、 1,000万円
貸付期間 : 500万円以下は4年、505万円以上は6年
500万円以下は3年、505万円以上は5年
据置期間 : のみ12ヶ月 　　いずれの貸付制度とも、担保・保証人は不要です。

2. 倒産防止共済による支援

共済金貸付

取引先企業が倒産した場合()に、積み立てた掛金総額の10倍を限度として、無担保・無保証人で行う貸付制度です。

() (1) 受け取った手形の不渡り処分が猶予された場合

(2) 取引先(債務者)が死亡又は行方不明等となり、債務者自らでは債務整理手続を行うことが困難な場合 を共済事由に追加しました。

一時貸付金

臨時の事業資金が必要な契約者に対する貸付制度です。

貸付金利: 0.9%
貸付限度額: 解約手当金額の範囲内
貸付期間: 1年 　　担保・保証人は不要です。

お申し込み、ご相談は、中小機構へ。30頁を参照ください。

■資金繰り支援(その他)

【参考】金融庁・財務局・金融機関の東日本大震災への対応

政府は、東日本大震災で被災された皆様のため、金融機関に対して以下の要請を行っています。まずは、お取引金融機関にご相談ください。

今回の災害の影響を直接・間接に受けている中小企業等の借入金の返済猶予等やつなぎ資金等の借入の申込みについて、できる限り応じること。

借入申込み時の提出書類等も、必要最小限のものとする事。

災害のため支払いができない手形・小切手について、不渡りとしめないこと。

(注) 手形には「災害による」旨の記載をした「不渡付箋」が貼られますが、手形交換所規則に基づく不渡処分(不渡報告への掲載及び取引停止処分)は猶予されず。

中小企業金融円滑化法が、平成24年3月31日まで延長されました。

金融機関は、引き続き、中小企業等の借り手の申込みに対し、できる限り、条件変更等を行うよう努めます。

東日本大震災の影響を直接・間接に受けられた方々におかれましても、中小企業金融円滑化法をご活用ください。

金融庁・財務局において、以下の相談窓口を設置しています。

金融庁 金融サービス利用者相談室(月～金(祝日を除く)10:00～16:00)
0570-016-811(ナビダイヤル)、03-5251-6811(IP電話、PHS用)

東北財務局 相談窓口(月～金(祝日を除く)9:00～17:45、当分の間、土日祝日も受付)
022-721-7078

各財務事務所 相談窓口(月～金(祝日を除く)8:30～17:15)
青森 017-722-1463 盛岡 019-625-3353 秋田 018-862-4193
山形 023-641-5178 福島 024-535-0303 水戸 029-221-3188

金融機関の相談窓口、金融庁・財務局・金融機関の対応等の最新情報は、以下の金融庁ホームページ(パソコン・携帯)からご覧になれます。

ウェブサイト

金融庁

検索



携帯サイト

モバイル金融庁

検索



■雇用関係

1. 雇用調整助成金、失業給付による支援

雇用調整助成金

東日本大震災の影響(1)により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者の雇用を維持するために休業等をした場合、休業手当等の負担相当額の2 / 3 (中小企業の場合は4 / 5)が助成されます(2)。

1 事業所倒壊や生産設備の損壊等地震の直接的な影響によるもの、避難勧告や警戒区域の指定に伴う避難など法令上の制限を理由とするものは対象になりません。このような事情により休業し、休業中の賃金が支払われていない場合は雇用保険の特例措置が適用され、労働者が実際に離職していなくても失業手当が支給されます。

2 1人1日当たり7,505円が上限です。

【主な支給要件】

- (1) 雇用保険の適用事業主であること
- (2) 生産量又は売上高などの事業活動を示す指標の最近3ヵ月間の月平均値がその直前又は前年同期に比べ5%以上減少していること()

1 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、長野県、新潟県の災害救助法適用地域に所在する事業所の場合、以下の特例を適用しています。

最近3ヵ月としている生産量等の確認期間を最近1ヵ月に短縮

震災後1ヵ月の生産量、売上高等がその直前の1ヵ月又は前年同期と比べ5%減少する見込みの事業所も対象(平成23年6月16日まで)

事前に届け出る必要のある計画届の事後提出を可能に(平成23年6月16日まで)

これまでの支給日数にかかわらず、特例対象期間(1年間)中に開始した休業については、最大300日間助成金の対象とする。

被保険者期間6ヵ月未満の人も助成金の対象とする暫定措置の延長

2 以下の事業主についても上記、及び の特例を適用

・ 1の特例の対象地域に所在する事業所と一定規模以上の経済的関係を有する事業所の事業主

詳細については、各都道府県の労働局又はハローワークにご相談ください。

【雇用調整助成金制度の具体的な活用事例】

交通手段の途絶により、従業員が出勤できない、原材料の入手や製品の搬出ができない、来客が無い等のため事業活動が縮小した場合。

事業所、設備等の修理業者の手配や部品の調達が困難なため早期の修復が不可能であり生産量が減少した場合。

屋内退避指示など法令上の制限が解除された後においても、風評被害により観光客が減少したり、農産物の売り上げが減少した場合。

既に雇用調整助成金を利用している事業主の方が、東日本大震災の影響を受け休業を行う場合にも、助成対象になります。

雇用保険失業給付

震災による事業所の損壊や福島原子力発電所の影響による警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域に事業所が位置することにより、事業所が休止になり休業を余儀なくされた場合、激甚災害の指定に伴う雇用保険の特例により、賃金を受けることのできない労働者は、離職していなくても、失業給付を受けることができます。

(基本手当の支給を受けることができる日数)

受給資格に係る離職の日における年齢、雇用保険の被保険者であった期間及び離職の理由などによって決定され、90日～330日()の間でそれぞれ決められます。

()給付日数については、現行の個別延長給付(原則60日分)に加え、災害救助法の適用地域等の事業所に雇用されていた方については、更に延長する特例措置を実施しています。

(支給額)

基本手当の日額は、原則として離職した日の直前の6ヵ月に毎月決まって支払われた賃金(賞与等は除く)の合計を180で割って算出した金額のおよそ50～80%(60歳～64歳については45～80%)となっており、賃金の低い方ほど高い率となっています。

基本手当の日額は年齢区分ごとにその上限額が定められており、現在は次のとおりとなっています。

30歳未満	6,145円	30歳以上45歳未満	6,825円
45歳以上60歳未満	7,505円	60歳以上65歳未満	6,543円

詳細については、各都道府県の労働局又はハローワークにご相談ください。

2. 東日本大震災に係る特定求職者雇用開発助成金の特例措置

特定求職者雇用開発助成金

高年齢者、障害者等の就職困難者等を雇い入れる事業主に支給される特定求職者雇用開発助成金について、特例措置として、以下の方を公共職業安定所等の紹介により1年以上雇用されることが見込まれる労働者として雇い入れる事業主に対して助成金を支給します(雇用保険の一般被保険者として雇い入れる場合に限りません)。

震災時に被災地域で就業しており、震災により離職を余儀なくされた方
震災時に被災地域に居住していた方

【助成額】

中小企業 90万円 (短時間労働者は60万円)

(大企業 50万円 (短時間労働者は30万円))

短時間労働者とは、一週間の所定労働時間が、同じ事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間と比べて短く、かつ30時間未満である方をいいます。

雇い入れ後、6ヵ月ごとに2回に分けて支給します。

詳細については、各都道府県の労働局又はハローワークにご相談ください。

3. 被災した方々と中小企業とのマッチング支援

被災地域の就労支援等

合同就職説明会

被災した新卒者等を対象に、被災地域等での合同就職説明会を開催しています。
(5月9日を皮切りに、今後10回程度開催予定)

注)被災地域等での合同就職説明会により、参加者を採用するに至った場合には、事前に必要な手続き等を行うことにより、奨励金が受給できる場合があります。奨励金の対象となるためには、それぞれの奨励金に応じた要件を満たす必要があります。

新卒者就職応援プロジェクト

新卒者等を対象に、人材獲得意欲の高い中小企業の事業現場において、長期間の職場実習(いわゆるインターンシップ)を実施しています。

注)被災地域で職場実習を行う場合は、実習生の状況に応じて実習参加時間を短くするなど柔軟に対応しています。

詳細については、中小企業庁ホームページをご覧ください。

■税制面での支援

1. 申告・納付等に係る手続の延長等

1. 国税の申告・納付等の期限の延長

以下の地域に納税地を有する方につきましては、平成23年5月現在、平成23年3月11日以後に到来する申告・納付等の期限が、全ての税目について延長されています。
青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県

この他の地域に納税地を有する方につきましても、被災や交通途絶等により申告・納付等が困難な方につきましては、個別に申告・納付等の期限延長が認められます。

2. 所得税法の雑損控除又は災害減免法による減免

住宅や家財等に損害を受けたときは、確定申告で所得税法の雑損控除又は災害減免法の適用を受けることにより、所得税の全部又は一部を軽減することができます。

3. 国税の納税の緩和

家屋等の財産に損害を受けた方や国税の納付が困難となった方につきましては、納税の猶予等の制度の適用を受けることができます。

4. 災害に関する主な税務上の取扱い

災害に関して法人や個人事業主が支出する災害見舞金等の費用などの主な税務上の取扱いが国税庁から公表されています。

5. 東日本大震災に関する諸費用の法人税の取扱い

法人が、被災資産の修繕等のために要する費用の見積額を災害損失特別勘定として経理した場合等の税務上の取扱いについて、国税庁より通達が発出されています。

1～5の詳細やご相談は、最寄りの税務署へ。

6. 中小企業経営承継円滑化法に基づく申請書等の期限の延長

災害により、中小企業経営承継円滑化法に基づく申請書・報告書(以下 ～ を参照)が期限内に提出できない方につきましては、その期限を延長します。

非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予の前提となる認定申請
同認定に係る年次報告、随時報告、臨時報告、合併報告、株式交換等報告
同認定に係る贈与者が死亡した場合の確認申請 等

ご相談は、最寄りの経済産業局(中小企業電話相談ナビダイヤル)へ。

7. 地方税の申告・納付等の期限の延長、減免措置

地方税についても、申告・納付等の期限の延長及び減免措置について、総務省より通知が発出されています。

詳細やご相談は、最寄りの都道府県、市町村へ。

2. 税制上の対応

東日本大震災により被災された方を支援するため、以下のような税制上の特例措置を講じています。

【手元資金の確保支援】

- ・被災事業用資産の損失の特例(所得税、個人住民税、個人事業税)
- ・震災損失の繰戻しによる還付(法人税)
- ・利子・配当等に係る源泉所得税額の還付(法人税)
- ・特別貸付に係る消費貸借に関する契約書の非課税(印紙税)
- ・被災法人に対する減免(法人事業税、法人住民税)
- ・土地及び家屋に対する平成23年度分の課税免除(固定資産税、都市計画税)

【滅失・損壊した資産に代わる資産の取得促進】

- ・被災代替資産等の特別償却(所得税、法人税、事業税、住民税)
- ・特定の資産の買換えの場合の課税の特例(所得税、法人税、事業税、住民税)
- ・被災した建物の建替え、船舶・航空機の再建造等に係る課税の免除(登録免許税)
- ・買換え車両に係る課税の免除(自動車重量税、自動車取得税、自動車税、軽自動車税)
- ・被災代替住宅用地、家屋、償却資産の特例(固定資産税、都市計画税)
- ・被災代替家屋、その敷地の用に供する土地の取得に係る特例(不動産取得税)

【生活支援】

- ・雑損控除の特例(所得税、個人住民税)
- ・災害減免法による所得税の減免措置の前年分適用の特例(所得税)
- ・住宅ローン減税の適用の特例(所得税、個人住民税)
- ・財形住宅・年金貯蓄の非課税(所得税、個人住民税)
- ・指定地域内の土地等の評価に係る基準時の特例等(相続税、贈与税)
- ・建設工事の請負に関する契約書等の非課税(印紙税)
- ・被災自動車に係る特例還付(自動車重量税)
- ・被災代替住宅用地の特例(固定資産税、都市計画税)

【手続き、要件等の緩和】

- ・買換え特例に係る買換資産の取得期間等の延長(所得税、法人税、事業税、住民税)
- ・住宅取得等資金の贈与税の特例措置に係る居住要件の免除等(贈与税)
- ・課税事業者選択届出書等の提出に係る特例(消費税、地方消費税)
- ・中間申告書の提出に係る特例(法人税、消費税、法人事業税、法人住民税、地方消費税)

【寄附活動促進】

- ・大震災関連寄附に係る寄附金控除の拡充(所得税)
- ・寄附金の指定(寄附金控除等の対象化)(所得税、法人税)

【その他】

- ・地方団体への地方税における期限延長、減免措置等についての通知

中小企業者の方に対する主な特例措置

1. 被災事業用資産の損失の特例(所得税、個人住民税、個人事業税)

平成22年分所得の計算上、被災事業用資産の損失の必要経費への算入が可能となるとともに、被災事業用資産による純損失について5年間(現行3年間)の繰越が可能です。また、青色申告者については、平成22年分所得で純損失が生じた場合には、平成21年分所得への繰戻し還付が認められます。

2. 震災損失の繰戻しによる還付(法人税)

平成23年3月11日から平成24年3月10日までの間に終了する事業年度において、法人の欠損金額のうち震災損失金額がある場合には、その震災損失金額の全額について2年間まで遡って繰戻し還付が可能になります。

3. 被災代替資産等の特別償却(所得税、法人税、事業税、住民税)

平成23年3月11日から平成28年3月31日までの間に、被災した資産(建物、構築物、機械装置、船舶、航空機、車両)の代替として取得する資産、被災区域内において取得する資産(建物、構築物、機械装置)について特別償却が可能になります。

償却率は、平成26年3月31日以前に取得した場合、建物・構築物について15%(中小企業者等は18%)、機械装置・船舶・航空機・車両について30%(中小企業者等は36%)、平成26年4月1日以後に取得した場合、これらの2/3の率となります。

4. 大震災関連寄附に係る寄附金控除の拡充、寄附金の指定(所得税、法人税)

大震災関連寄附について、所得税の寄附金控除の控除可能限度枠を総所得の80%(現行40%)に拡大しました。

また、震災により滅失・損壊した公益用建物等の原状回復のために公益法人等が募集する寄附金は、財務大臣の指定を受けることにより、税制上の優遇措置の対象となります。

5. 指定地域内の土地等の評価に係る基準時の特例等(相続税、贈与税)

大震災前に取得した財産に係る相続税・贈与税で震災後に申告期限が到来するものについて、指定地域内の土地等及び一定の非上場株式等の価額を大震災後を基準とした評価額とすると共に、その申告期限を延長することができます。

6. 買換え車両に係る課税の免除(自動車重量税、自動車取得税、自動車税、軽自動車税)

被災者が買換え車両を取得した場合、自動車重量税、自動車取得税を免除するとともに、平成23年度から平成25年度までの各年度分の自動車税、軽自動車税を免除します。

7. 土地及び家屋に対する平成23年度分の課税免除(固定資産税・都市計画税)

津波により甚大な被害を受けた区域として市町村長が指定する区域内に所在する土地及び家屋について、平成23年度分の課税を免除します。

詳細やご相談は、国税については、最寄りの税務署、地方税については、最寄りの都道府県、市町村へ。

■事業用施設の復旧・整備支援

1. 中小機構による仮設店舗、仮設工場の整備

被災地域のみ対象

概要

独立行政法人中小企業基盤整備機構(「中小機構」)が、東日本大震災の被災地域において、事業活動を再開する複数の中小企業者の皆様にご入居いただく仮設施設(店舗・事務所・工場等)を整備して、市町村に一括して貸与します。

市町村が入居者及び入居条件を決定して、中小企業者の皆様にお貸しします。

標準的な施設仕様

(出来るだけ早期かつ多くの方々への提供のために、標準的な仕様での整備をお薦めしています。)

建物の形式

工場で規格部材を製造し現地で組立てる「システム建築」方式による整備(軽量鉄骨造など、鋼板屋根、組立パネル壁、合板床(耐荷重290Kg/m²程度)またはコンクリート床)

区画面積

早期に多数の皆様にご入居いただくために、店舗・事務所は50m²程度/区画、工場は100m²程度/区画を想定していますが、具体的には市町村と中小機構で協議して決定します。

装備

電 源: 単相(低圧)電力(必要に応じて三相(動力)電力)

上水・排水: 1区画あたり1カ所の給水口・生活排水口

電 話: 電話回線引込口設置(回線契約は入居者が行って下さい)

トイレ: 施設全体で1カ所の共同水洗トイレ

入居条件等

入居条件は市町村が決定しますが、賃料は原則無料とする予定です。(水道光熱費は入居者にご負担頂きます。)

市町村の判断により、中小企業以外に商工会議所・商工会、農業協同組合、漁業協同組合、大企業や被災されていない企業等にも入居いただける場合があります。

用地は市町村にご用意頂きます。(民有地や国有地等の活用も可能です)

設備に対する支援

必要な設備を導入する場合は、前掲(7頁～)の資金繰り支援策をご利用ください。

また、中小機構の仮設施設に入居される中小企業者の方に対して、県の中小企業支援機関から、設備資金を無利子で貸し付ける制度も活用いただけます。貸付条件は、次頁(2)高度化スキームによる貸付と同じです。(今後、事業実施の準備のできた県において、受付が行われます。)

仮設でない貸店舗、貸工場等についても、今後、整備していく予定です。

お問い合わせ・ご相談は、中小機構(中小企業復興支援センター、関東支部、震災緊急復興事業推進部)へ。30頁を参照してください。

1. 中小企業等のグループに対する支援

(1) 中小企業等復旧・復興支援補助

概要

複数の中小企業等から構成されるグループが復興事業計画を作成し、認定を受けた場合に、施設・設備の復旧・整備について補助を受けることができます。

制度の内容

対象者

複数の中小企業等から構成されるグループ(中堅・大企業の参画も可)、事業協同組合等の組合、商店街

要件

- 1) グループ等の機能の重要性(以下のいずれか)
 - ・グループ外の企業や他地域の産業にとって重要な役割を果たしていること
 - > 産業全体のサプライチェーンの重要な一翼を担う場合 等
 - ・事業規模や雇用規模が大きく、地域経済・雇用への貢献度が高いこと
 - > 地域の中核的企業及びその周辺の関連企業が地域の経済・雇用を支える場合 等
 - ・一定の地域内において、経済的・社会的に基幹となる産業群を担うグループであり、当該地域における復興・雇用維持に不可欠であること
 - > 地域資源を活用する産業群であって川上から川下までの一連の流れを形成している場合 等
 - ・地域コミュニティの維持に不可欠な商業機能を担うこと(商店街など)
- 2) 震災による被害の大きさ
 - ・震災により事業所の全部又は一部に甚大な被害が生じていること 等

補助対象

震災で損害を受けた施設・設備の復旧に要する経費。個々の構成員の施設・設備及びグループ等の共有施設・設備のいずれも対象になります。

補助率

国1/2以内、県1/4以内(補助対象者が中堅・大企業の場合は、国1/3以内、県1/6以内)

補助スキーム

補助金を受けたいグループ等は、当該グループ等の復興事業計画を作成し、県に申請します。県は要件に該当する計画の認定を行い、国から県への交付決定を受けて、補助を行います。

(2) 高度化スキームによる貸付

概要

複数の中小企業等から構成されるグループが事業計画を作成し、県の認定を受けた場合に、施設・設備の復旧・整備に対して、中小機構と県が協調して、県の中小企業支援機関から無利子で貸付を行います。

貸付条件

金利 無利子

返済期間・据置期間 返済20年以内(設備は10年以内)、据置5年以内

自己資金 貸付対象経費の1%又は10万円のいずれか低い額の自己資金が必要
(県の負担額は1%又は100万円のいずれか低い額)

貸付対象 施設・設備の復旧・整備に要する経費

今後、事業実施の準備のできた県において、募集や申請受付が行われます。それまでの間のお問い合わせは、中小企業庁経営支援課(電話03-3501-1763)へ。

2. 組合に対する支援

(1) 事業協同組合等の共同施設復旧補助

概要

事業協同組合等の組合の共同施設・設備の復旧に対して補助します。

制度の内容

対象者

事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、協業組合、商工組合、商工組合連合会

補助対象施設

事業協同組合等の共同施設(倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、原材料置場。付帯設備も含む)

要件

以下のすべてを満たす施設の復旧に要する経費

- ・復旧経費が30万円以上の施設
- ・被害共同施設の復旧経費の平均(その市町村の区域内にある対象施設の復旧経費の総額を当該事業協同組合等の数で除した額)が150万円以上の市町村の区域内にある施設
- ・利用構成員一人当たりの復旧経費が10万円以上、又は、被災区域内に事業所を有し、かつ事業所又は事業用資産について全壊・流失・半壊・床上浸水その他これらに準ずる損害を受けた利用構成員数が3割超の事業協同組合等の施設

補助率

国1/2、県1/4以上

補助スキーム

補助金を受けたい組合は、県に申請し、補助を受けます。

(2) 災害復旧高度化貸付

概要

これまで高度化貸付により整備した施設が震災による被害を受け、その復旧・整備を行う場合や、震災を受けて新たに施設の集約化等の高度化事業を行う場合に、中小機構と県が協調して、無利子で貸付を行います。

貸付条件

金利 無利子

返済期間・据置期間 返済20年以内、据置5年以内

自己資金 貸付対象経費の1%又は10万円のいずれか低い額の自己資金が必要
(県の負担は1%又は100万円のいずれか低い額)

貸付対象 施設・設備の復旧・整備に要する経費

今後、事業実施の準備のできた県において募集や申請受付が行われます。県の中小企業担当課又は高度化貸付担当課にお問い合わせください。

3. 商店街に対する支援

(1) 商店街実践活動事業(商店街災害復旧・アーケード撤去等事業)

概要

被害を受けた商店街について、被災したアーケード等の撤去や破損規模が大きい施設の修繕等に相当程度期間を要する事業にかかる経費に対して補助を行います。

平成23年5月31日まで募集しています。

制度の内容

対象者 商店街振興組合等(任意の商店街も含む)

補助対象 被災したアーケード等の撤去、破損規模が大きい施設の修繕等にかかる経費

補助率・補助金額 定額(10/10)

1件あたり:上限1,000万円、下限100万円

(2) 災害復旧高度化貸付

前頁の災害復旧高度化貸付もご利用いただけます。

商店街実践活動事業についてのお問い合わせは、全国商店街振興組合連合会(電話03-3553-9300)まで。

4. 商工会、商工会議所の機能回復に対する支援

商工会議所、商工会が担っている地域の中小企業者に対する指導・相談の機能を回復するために、被災した施設等の復旧経費を国が1/2補助します。

お問い合わせは、日本商工会議所(電話03-3283-7827)

または全国商工会連合会(電話03-3503-1254)まで。

3. 復旧・復興のための経営相談

被災地域のみ対象

1. 被災地への震災復興支援アドバイザー派遣

概要

中小機構が、被災中小企業や被災地域の自治体、支援機関に震災復興支援アドバイザーを派遣し、中小企業等の幅広い支援ニーズに対して無料でアドバイス等をいたします。

今回の震災で生産設備に影響があった中小企業に対しては、設備の復旧や応急処置に関する助言を行います。(実際の補修(業務代行)を行うものではありません)

主な支援テーマ(例)

【中小企業向け 復旧支援】

事業所再建に向けたアドバイス 再建計画の策定支援
震災により損傷した設備・生産ラインの復旧 等

【中小企業向け 復興支援】

再建計画の策定支援 生産体制の再構築支援 仕入先、販売先等の見直し
組織体制の見直し 転業、新事業展開の検討 等

【自治体、支援機関向け】

地域支援機関が行う被災中小企業支援に、専門家を派遣(相談会、経営支援セミナー等)
まちづくりへの支援 高度化事業活用に向けた検討調整 等

お問い合わせ・ご相談は、中小機構(中小企業復興支援センター、関東支部、震災緊急復興事業推進部)へ。30頁を参照してください。

2. 商工会議所、商工会における経営相談

概要

商工会議所や商工会において、窓口相談や巡回相談等を行います。
中小企業支援ネットワーク強化学業により、相談員が不足している地域にも全国から相談員を派遣し、中小企業者の皆様からの経営相談等に適切に応じられるように体制の充実に努めています。また、必要に応じて専門家のアドバイスを受けることもできます。

お問い合わせ・ご相談は、お近くの商工会議所、商工会へ。

■その他の支援

輸出品の放射線量の検査料への補助

日本から製品を輸出する際に、製品の放射線検査を希望する中小企業は、経済産業省が後刻指定する検査機関で検査を受ける場合には、検査費用の負担割合が1/10となります。

【手続きの方法】

1. 検査の申込

中小企業者が、経済産業省が後刻指定する検査機関に対して申込。

2. 検査結果の報告書の受領

中小企業者が持ち込んだ製品の放射線検査結果の報告書を受領。

3. 検査料の払い込み

当該検査機関の通常の検査料の1/10を支払(検査機関から請求されます)
本補助制度は、予算がなくなり次第終了となります。

お問い合わせ・ご相談は、経済産業省 貿易振興課
電話番号:03-3501-1511(内線3181)まで。

■FAQよくある質問にお答えします。

1. 資金繰り支援策

Q1 東日本大震災復興特別貸付、東日本大震災復興緊急保証は、いつから始まりますか。

平成23年5月16日(月)から相談の受付を開始いたします。
貸付・保証の実行は、平成23年5月23日(月)からとなります。

Q2 地震・津波等による直接被害を受けたことをどのように証明すればいいですか。

地震・津波等によって、事業所等、主要な事業用資産が全壊・流失・半壊・床上浸水等、損害を受けたことについて、事業所の所在地を管轄する市区町村長等から罹災証明書の発行を受けてください。

証明書のタイトルが「罹災証明書」の名称でなくとも、損害を受けた事実を証するものとして発行されたものであれば構いません。また、損害保険会社など第三者に宛てて発行されたものの写しでも結構です。

Q3 信用保証協会の保証を利用した借入れを検討しているのですが、利用する信用保証協会は、本災害により直接の被害を受けた事業所の所在地を業務区域とする信用保証協会に限られるのですか。

限られません。被災地以外であっても、実際に事業を行っている他の地域(新たに事業所を開設する移転先の地域を含む。)を業務区域とする保証協会であれば、利用可能です。

Q4 特定被災区域外の事業者なのですが、東日本大震災復興緊急保証に係る認定申請に際し、取引先が特定被災区域内に事業所を有することについて、どのように証明すればいいですか。

契約書、取引伝票、配送伝票、納品書など、当該取引先の所在地及び取引の事実がわかる書面をお持ちください。

2. 雇用関係

Q1 雇用調整助成金を受給するためには、具体的にどのような手続きが必要ですか？

雇用調整助成金を受給するためには、まず、支給要件(P15参照)を満たす事業主であることを示す書類を提出するとともに、これにあわせて休業等の計画を事前にお近くのハローワーク、または労働局の助成金窓口へ届け出る必要があります(平成23年6月16日までは、特例措置の対象になる場合には、事前に届け出る必要のある計画届の事後提出が可能です)。

Q2 雇用調整助成金を受給するために必要な書類が、地震の影響で破損してしまったのですが、代替手段はありますか？

津波等の影響で支給関係書類の提出が困難な場合は、申立書などによる代替もできます。詳細については、お近くのハローワーク又は都道府県労働局にお問い合わせください。

Q3 災害により交通手段が遮断されており、住居所を管轄するハローワークに行くことが難しいのですが、どうすればよいのでしょうか。

災害により住居所を管轄するハローワークに行けない場合は、他のハローワークでも手続きが可能です。

Q4 雇用保険の特例措置を受けたいのですが、手元に書類などが何もありません。何か書類などを用意しなければ手続を進められないのでしょうか。

確認書類がない場合でも、御本人のお申し出等で手続を進めていただくことができますので、まずは、ハローワークに御相談ください。

■掲載する各支援策についてのお申込み・ご相談窓口

資金繰り(融資制度)のお申し込み、ご相談窓口

日本政策金融公庫 平日 0120-154-505
 土日祝日 0120-327-790(中小企業事業)
 土日祝日 0120-220-353(国民生活事業)
沖縄振興開発金融公庫 098-941-1795
商工組合中央金庫 平日 0120-079-366
 土日祝日 0120-542-711
 受付は、平日 9:00～19:00 土日祝日 9:00～17:00

資金繰り(保証制度)のお申し込み、ご相談窓口

協会名	電話番号
北海道信用保証協会	011-241-5554
青森県信用保証協会	017-723-1354
岩手県信用保証協会	019-654-1505
宮城県信用保証協会	022-225-5230
秋田県信用保証協会	018-863-9011
山形県信用保証協会	023-647-2247
福島県信用保証協会	024-526-1530
茨城県信用保証協会	029-224-7811
栃木県信用保証協会	028-635-2121
群馬県信用保証協会	027-231-8816
埼玉県信用保証協会	048-647-4711
千葉県信用保証協会	043-221-8181
東京信用保証協会	03-3272-2251
神奈川県信用保証協会	045-681-7172
横浜市信用保証協会	045-662-6621
川崎市信用保証協会	044-211-0503
新潟県信用保証協会	025-267-1311
山梨県信用保証協会	055-235-9700
長野県信用保証協会	026-234-7288
静岡県信用保証協会	054-252-2120
愛知県信用保証協会	052-454-0500
名古屋市信用保証協会	052-212-3011
岐阜県信用保証協会	058-276-8123
岐阜市信用保証協会	058-267-4553
三重県信用保証協会	059-229-6021
富山県信用保証協会	076-423-3171

協会名	電話番号
石川県信用保証協会	076-222-1511
福井県信用保証協会	0776-33-1800
滋賀県信用保証協会	077-511-1300
京都信用保証協会	075-314-7221
大阪府中小企業信用保証協会	06-6244-7121
大阪市信用保証協会	06-6260-1700
兵庫県信用保証協会	078-393-3900
奈良県信用保証協会	0742-33-0551
和歌山県信用保証協会	073-423-2255
鳥取県信用保証協会	0857-26-6631
島根県信用保証協会	0852-21-0561
岡山県信用保証協会	086-243-1121
広島県信用保証協会	082-228-5500
山口県信用保証協会	083-921-3090
香川県信用保証協会	087-851-0061
徳島県信用保証協会	088-622-0217
高知県信用保証協会	088-823-3261
愛媛県信用保証協会	089-931-2111
福岡県信用保証協会	092-415-2600
佐賀県信用保証協会	0952-24-4340
長崎県信用保証協会	095-822-9171
熊本県信用保証協会	096-375-2000
大分県信用保証協会	097-532-8336
宮崎県信用保証協会	0985-24-8251
鹿児島県信用保証協会	099-223-0273
沖縄県信用保証協会	098-863-5302

経営に関するご相談・お問合せ窓口（商工会議所）

～最寄りの商工会議所の連絡先がご不明の場合は、下記の都道府県庁所在地商工会議所にお問い合わせください。

都道府県庁所在地 商工会議所	電話番号	都道府県庁所在地 商工会議所	電話番号
札幌商工会議所	011-231-1076	大津商工会議所	077-511-1500
青森商工会議所	017-734-1311	京都商工会議所	075-212-6400
盛岡商工会議所	019-624-5880	大阪商工会議所	06-6944-6211
仙台商工会議所	022-265-8181	神戸商工会議所	078-303-5801
秋田商工会議所	018-863-4141	奈良商工会議所	0742-26-6222
山形商工会議所	023-622-4666	和歌山商工会議所	073-422-1111
福島商工会議所	024-536-5511	鳥取商工会議所	0857-26-6666
新潟商工会議所	025-290-4411	松江商工会議所	0852-23-1616
富山商工会議所	076-423-1111	岡山商工会議所	086-232-2260
金沢商工会議所	076-263-1151	広島商工会議所	082-222-6610
長野商工会議所	026-227-2428	山口商工会議所	083-925-2300
水戸商工会議所	029-224-3315	徳島商工会議所	088-653-3211
宇都宮商工会議所	028-637-3131	高松商工会議所	087-825-3500
前橋商工会議所	027-234-5111	松山商工会議所	089-941-4111
さいたま商工会議所	048-838-7700	高知商工会議所	088-875-1177
千葉商工会議所	043-227-4101	福岡商工会議所	092-441-1110
東京商工会議所	03-3283-7500	佐賀商工会議所	0952-24-5155
横浜商工会議所	045-671-7400	長崎商工会議所	095-822-0111
甲府商工会議所	055-233-2241	熊本商工会議所	096-354-6688
静岡商工会議所	054-253-5111	大分商工会議所	097-536-3131
岐阜商工会議所	058-264-2131	宮崎商工会議所	0985-22-2161
名古屋商工会議所	052-223-5611	鹿児島商工会議所	099-225-9500
津商工会議所	059-228-9141	那覇商工会議所	098-868-3758
福井商工会議所	0776-36-8111		

経営に関するご相談・お問合せ窓口（都道府県商工会連合会）

都道府県 商工会連合会	電話番号	都道府県 商工会連合会	電話番号
北海道商工会連合会	011-251-0101	福井県商工会連合会	0776-23-3624
青森県商工会連合会	017-734-3394	滋賀県商工会連合会	077-511-1470
岩手県商工会連合会	019-622-4165	京都府商工会連合会	075-314-7151
宮城県商工会連合会	022-225-8751	奈良県商工会連合会	0742-22-4411
秋田県商工会連合会	018-863-8491	大阪府商工会連合会	06-6947-4340
山形県商工会連合会	023-646-7211	兵庫県商工会連合会	078-371-1261
福島県商工会連合会	024-525-3411	和歌山県商工会連合会	073-432-4661
茨城県商工会連合会	029-224-2635	鳥取県商工会連合会	0857-31-5555
栃木県商工会連合会	028-637-3731	島根県商工会連合会	0852-21-0651
群馬県商工会連合会	027-231-9779	岡山県商工会連合会	086-224-4341
埼玉県商工会連合会	048-641-3617	広島県商工会連合会	082-247-0221
千葉県商工会連合会	043-242-3361	山口県商工会連合会	083-925-8888
東京都商工会連合会	042-500-1140	徳島県商工会連合会	088-623-2014
神奈川県商工会連合会	045-633-5080	香川県商工会連合会	087-851-3182
新潟県商工会連合会	025-283-1311	愛媛県商工会連合会	089-924-1103
長野県商工会連合会	026-228-2131	高知県商工会連合会	088-846-2111
山梨県商工会連合会	055-235-2115	福岡県商工会連合会	092-622-7708
静岡県商工会連合会	054-255-8080	佐賀県商工会連合会	0952-26-6101
愛知県商工会連合会	052-220-5780	長崎県商工会連合会	095-824-5413
岐阜県商工会連合会	058-277-1068	熊本県商工会連合会	096-325-5161
三重県商工会連合会	059-225-3161	大分県商工会連合会	097-534-9507
富山県商工会連合会	076-441-2716	宮崎県商工会連合会	0985-24-2055
石川県商工会連合会	076-268-7300	鹿児島県商工会連合会	099-226-3773
		沖縄県商工会連合会	098-859-6150

税に関するご相談

国税については、最寄りの税務署にご相談ください。

* 国税庁のホームページでも詳細を確認できます。

国税庁

検索



地方税については、最寄りの都道府県又は市町村にご相談ください。

* 総務省のホームページでも詳細を確認できます。

総務省

検索



小規模企業共済、倒産防止共済に関するご相談窓口

中小企業基盤整備機構 共済相談窓口 050-5541-7171

受付：平日 9:00～19:00 土曜10:00～15:00

中小機構による被災地支援拠点「中小企業復興支援センター」

中小企業復興支援センター盛岡

岩手県盛岡市盛岡駅前通15-20 ニッセイ盛岡駅前ビル6階

電話：090-4097 - 6989、090-5219-5527

中小企業復興支援センター仙台

宮城県仙台市青葉区一番町4-6-1仙台第一生命タワービル6階

電話：022 - 399 - 6111(代表)

中小企業震災復興・原子力災害対策経営支援センター福島

福島県福島市三河南町1番20号 コラッセふくしま5階

電話：080-1084-3902、024-529-5113

関東地域での仮設店舗、仮設工場のご相談窓口

中小企業基盤整備機構 関東支部

電話：03-5470-1509(代表)

上記 ~ 以外の地域からのお問い合わせ窓口

中小企業基盤整備機構 震災緊急復興事業推進部

電話：03-5470-1501(ダイヤルイン)

中小企業電話相談ナビダイヤル

このガイドブックに掲載する情報を含め、どこに相談したらよいのか、お困りの皆さま、「中小企業電話相談ナビダイヤル」まで、お電話下さい。

0 5 7 0 - 0 6 4 - 3 5 0 (9:00 ~ 17:30)

(最寄りの経済産業局中小企業課につながります。)

(土日・祝日を含めて実施。)

土日・祝日には、一部の地域では管轄以外の経済産業局につながる場合があります。

<クレジットカードのショッピング枠の現金化は **×** >

被災地の中小企業に対して、クレジットカードのショッピング枠の現金化の勧誘と思われるビラが配布されているとの報告があります。クレジットカードのショッピング枠の現金化は結局は債務を増大させ、また、クレジットカード会員規約に違反する行為です。

東日本大震災に関係の最新情報や各種支援策などは、こちらへ

ウェブサイト

中小企業庁

検索



携帯サイト

モバイル中小企業庁

検索

